平成25年5月15日

大阪貯蓄信用組合
審査管理部

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第7条第1項に規定する説明書類

当組合では、最近の経済金融情勢や雇用環境を踏まえ地域の中小零細企業者及び住宅ローンご利用のお客様の借入返済に係るご負担等におけるご相談や貸付の条件変更等のお申込みに迅速かつ適切にお応えするとともに、金融円滑化の仲介機能を発揮していく為、金融円滑化に関する基本方針を策定し取組んでおりその平成25年3月末までの取組についてその実施状況をまとめましたので公表いたします。

第1　府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針について

当組合は、最も身近な頼れる相談相手として、お客様の悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていく為、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取組んでいます。

1. 地域のお客様に対する継続的な訪問、面談等を通じ金融相談（経営支援、資金調達等）に柔軟に対応いたします。
2. 中小企業者等のお客様から新規の借入れや条件変更等のお申込みやご相談があった場合お客様の事業の特性や状況について把握し、経営についての改善や再生の可能性を本支店一体となり支援対応し、迅速かつ適切にご相談に応じています。
3. 住宅ローンご利用のお客様につきましては、お客様の財産や収入等の状況を十分配慮の上、将来において無理のないご返済が出来るようきめ細かくご相談に応じています。

第2　府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握する為の体制の概要

＜本部体制＞

1. 金融円滑化管理統括責任者
   金融円滑化管理統括部署の審査管理部担当理事
2. 金融円滑化管理責任者
   審査管理部の責任者

＜営業部店体制＞

1. 金融円滑化責任者
   部店長
2. 金融円滑化担当者
   営業推進部各担当者、融資管理責任者

苦情相談等受付は各営業部店及び本部に窓口を設置し対応しています。

第３　府令第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行う為の態勢の概要

苦情相談等の対応については各営業部店において金融円滑化相談窓口を設置し適切な対応を図る事とし、本部においては総務部総務課に金融円滑化対応の相談係りを置き対応を図っています。

第4条　府令第６条第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において当該措置に係る中小企業の事業についての改善又は再生の為の支援を適切に行う為の体制の概要

当組合におきましては中小企業者等への事業再生支援の為、統括部である審査管理部を中心に、各営業部店の企業や個人事業者等へ毎月の定例訪問を義務付け、モニタリングを通じて事業の再生に少しでも支援できるよう適切なアドバイスとその結果を本部へ報告し情報の共有による支援体制を整備しています。尚、金融円滑化法の期限後につきましても以前の取組方針と変わりなく支援体制を継続いたします。

第5　法第４条に基づく措置の実施状況
別表１から別表４のとおり

第6　法第５条に基づく措置の実施状況
別表５及び別表６のとおり

以上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条及び第5条に基

第5　法第4条に基づく措置の実施状況

（別表1）貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末		
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	32	54	67	98	112	124	142	184	187	198	221	231	245	257		
うち、実行に係る貸付債権の額	18	37	65	82	108	115	138	162	181	183	207	225	239	251		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	6	6		
うち、審査中の貸付債権の額	14	17	0	14	2	7	2	20	0	9	8	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第5　法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末		
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	14	22	28	34	42	53	60	64	70	79	83	85	88		
うち、実行に係る貸付債権の数	2	10	21	26	31	38	50	56	61	65	75	81	83	86		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		
うち、審査中の貸付債権の数	2	6	0	1	2	3	2	3	1	3	2	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末		
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	62	214	214	276	276	394	438	438	528	540	540	540	571	582		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	117	181	212	243	361	405	405	495	495	507	507	538	549		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	62	97	0	31	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況

（別表6）貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末		
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	8	8	10	10	14	16	16	19	20	20	20	21	22		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4	7	8	9	13	15	15	18	18	19	19	20	21		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	2	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		